

山口県児童相談所・知的障害者更生相談所
業務概要 2020
(令和元年度実績)

山口県中央児童相談所
山口県岩国児童相談所
山口県周南児童相談所
山口県宇部児童相談所
山口県下関児童相談所
山口県萩児童相談所
山口県知的障害者更生相談所

目 次

児童相談所の部

1	児童相談所の概要	1
(1)	設置目的	1
(2)	業務の概要	1
(3)	相談の種類と主な内容	1
(4)	相談・援助活動の展開	2
(5)	設置状況	2
2	児童相談受付・対応状況	3
(1)	相談受付件数の推移	3
(2)	経路別受付状況	4
(3)	相談対応状況	4
(4)	児童虐待相談の状況	5
(5)	24時間365日相談の状況	8
3	判定指導業務等の状況	8
(1)	判定実施状況	8
(2)	特別児童扶養手当・療育手帳・諸証明の判定・発行状況	9
4	一時保護の状況	9
5	児童福祉施設の在籍人員の状況	11
6	里親委託等の状況	12
(1)	里親委託率の推移	12
(2)	里親・ファミリーホームに委託されている児童の状況	12
(3)	里親登録	13
7	その他	14
(1)	児童巡回相談	14
(2)	心身障害児総合療育機能推進事業	14
(3)	精神発達精密健康診査	14
(4)	児童社会適応支援事業	15
(5)	すこやかホーム事業	15

知的障害者更生相談所の部

1	知的障害者更生相談所の概要	16
(1)	設置目的	16
(2)	業務の概要	16
2	相談受付状況	16
(1)	相談受付件数の推移	16
(2)	内容別相談受付の状況	17
(3)	療育手帳所持者数の推移	17

資 料

◆	児童相談所所在地	18
◆	市町の行政窓口一覧	19
◆	児童福祉施設一覧	20

児童相談所の部

1 児童相談所の概要

(1) 設置目的

児童相談所は、市町と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関です。

(2) 業務の概要

ア 市町援助

市町による児童家庭相談への対応について、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

イ 相談支援

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域での状況、生活歴や発達、性格、行動等に対し専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）を行い、それに基づく援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行います。

ウ 一時保護

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。

エ 措置

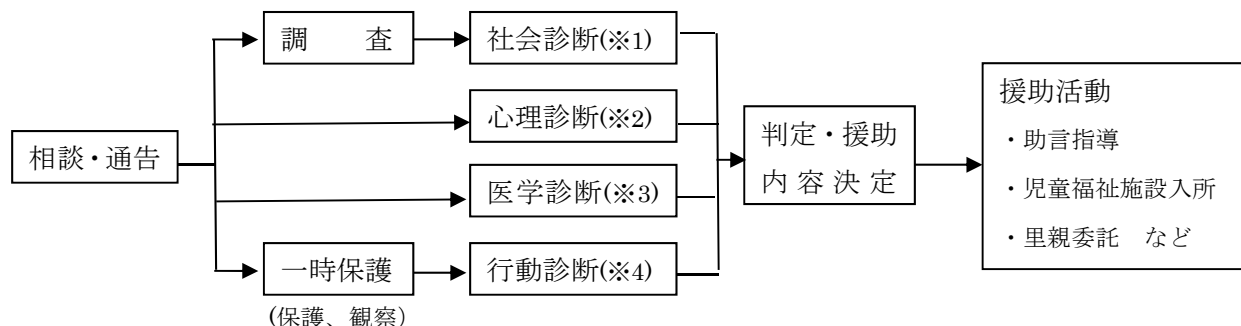
子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、市町、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを里親や児童福祉施設、指定医療機関等に入所させ、若しくは委託する等の措置を行います。

(3) 相談の種類と主な内容

養護相談	保護者の家出・失踪・死亡・入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
保健相談	低出生体重児、疾患等に関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身障害、知的障害、発達障害等に関する相談
非行相談	ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等に関する相談
育成相談	家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
その他	上記のいずれにも該当しない相談

(4) 相談・援助活動の展開

受け付けた相談や通告については、社会診断や心理診断、医学診断、行動診断などを基に判定を行い、個々の子どもに対する援助内容を決定した上で、援助活動を展開します。



※1 社会診断：児童福祉司による相談者の抱える問題と社会的環境との関連の解明や社会資源活用可能性の検討

※2 心理診断：児童心理司による子どもの人格全体の評価や家族の心理学的評価等

※3 医学診断：医学的見地から子どもの身体的・精神的な状態を診断・評価

※4 行動診断：児童指導員、保育士による子どもの行動上の特徴や問題点の明確化

(5) 設置状況

区分	位置	管轄区域	人口	児童人口
中央児童相談所	山口市	山口市、防府市、美祢市	333,245 人	50,756 人
岩国児童相談所	岩国市	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	212,426 人	28,820 人
周南児童相談所	周南市	下松市、光市、周南市	246,149 人	37,176 人
宇部児童相談所	宇部市	宇部市、山陽小野田市	225,250 人	32,895 人
下関児童相談所	下関市	下関市	257,038 人	35,424 人
萩児童相談所	萩市	萩市、長門市、阿武町	81,387 人	9,428 人
計			1,355,495 人	194,499 人

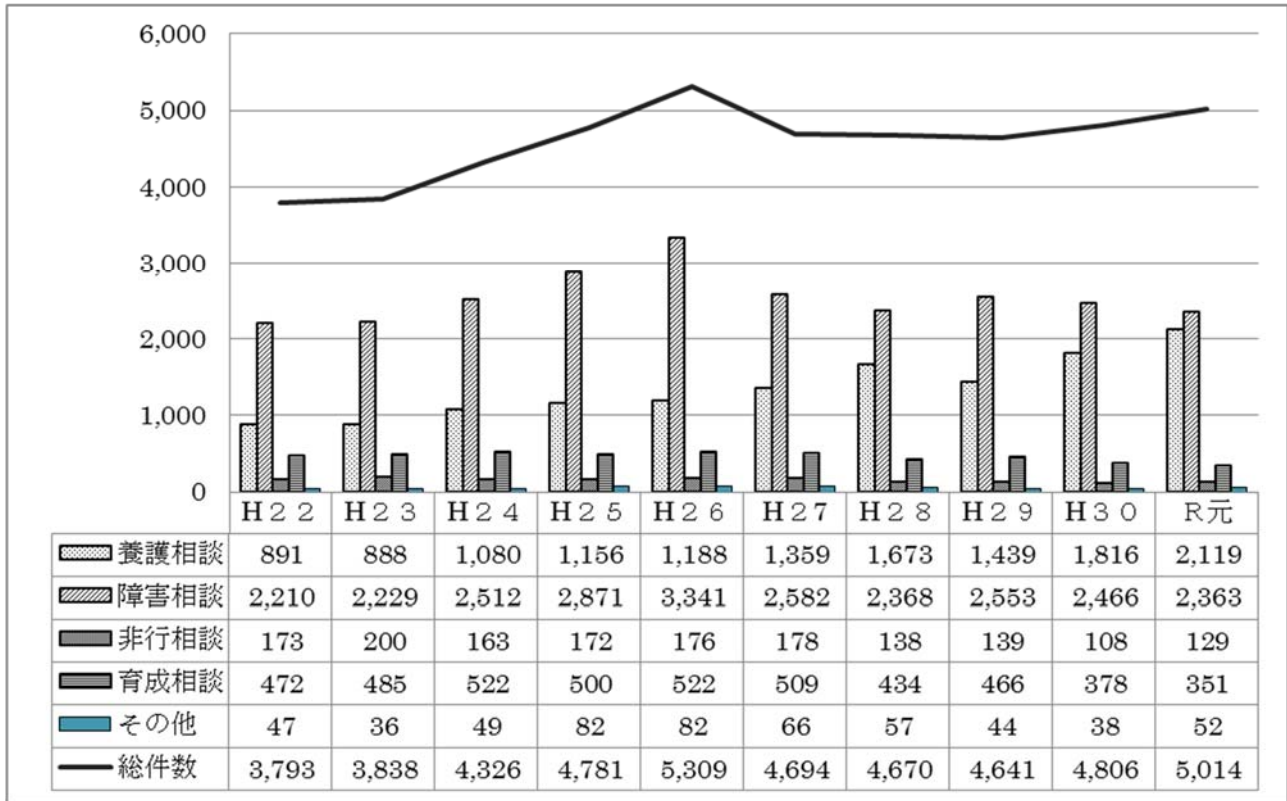
※人口は、山口県統計分析課の「令和元年市町年齢別推計人口（令和元年10月1日現在）」の数値

2 児童相談受付・対応状況

(1) 相談受付件数の推移

令和元年度における本県の相談受付件数は5,014件で、前年度に比べ208件(4.3%)の増加となっています。

相談種別ごとでは、障害相談が2,363件で全体の47.1%を占めており、次いで、養護相談が2,119件(42.3%)、育成相談が351件(7.0%)の順となっています。



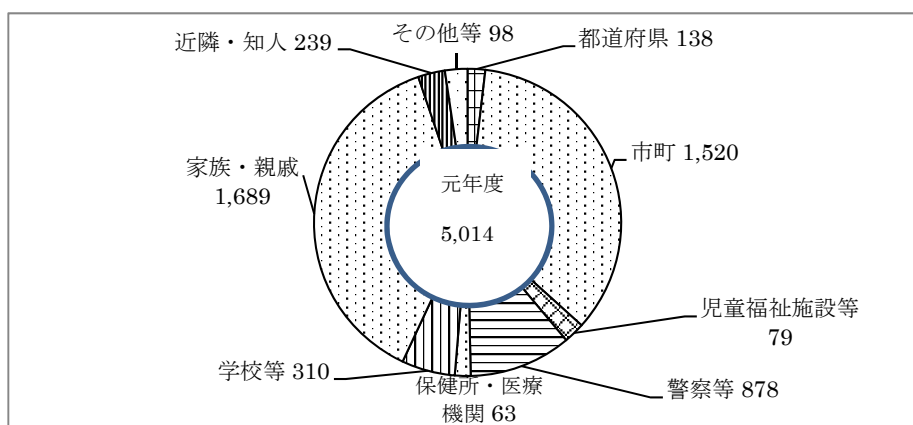
(単位:件)

相談種別	虐待相談	(その他の)養護相談	保健相談	障害相談							非行相談			育成相談					その他の相談	計			
				肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐん犯行為等相談	触法行為等相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談	小計					
児相																							
中央	145	282	1	3	0	57	6	475	57	598	13	20	33	47	8	14	0	69	14			1,142	
岩国	149	392	3	5	0	7	0	349	35	396	12	9	21	30	6	19	13	68	1			1,030	
周南	99	288	0	3	0	14	1	383	20	421	7	16	23	67	19	0	3	89	27			947	
宇部	141	219	0	1	0	5	2	315	64	387	10	13	23	19	3	5	3	30	2			802	
下関	62	267	0	2	0	4	1	345	43	395	10	15	25	49	4	2	2	57	2			808	
萩	52	23	0	2	0	24	0	118	22	166	1	3	4	38	0	0	0	38	2			285	
県計	648	1,471	4	16	0	111	10	1,985	241	2,363	53	76	129	250	40	40	21	351	48			5,014	

(2) 経路別受付状況

相談の受付経路は、子どもの養育を直接担っている家族・親戚が最も多く、全受付件数の33.7%にあたる1,689件であり、次いで、市町の1,520件(30.3%)となっています。

(単位：件)



(単位：件)

経路	都道府県		市町				児童福祉施設等				児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	保健所・医療機関		学校等			里親	児童委員・仲介含	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	保健所				医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								
中央	34	0	255	0	94	3	2	11	0	0	0	222	10	0	9	1	29	2	4	0	384	72	6	4	1,142
岩国	26	2	227	0	71	43	2	19	0	1	1	166	6	0	10	0	71	9	6	0	302	56	8	4	1,030
周南	30	1	265	0	54	3	2	16	0	0	0	146	4	0	8	5	42	9	5	0	318	29	8	2	947
宇部	27	0	180	3	3	5	4	12	0	0	0	163	1	1	6	0	53	2	3	0	289	44	5	1	802
下関	15	1	182	1	22	0	1	7	0	4	0	144	0	0	8	0	59	0	1	0	321	31	2	9	808
萩	2	0	62	0	47	0	1	2	0	0	0	37	0	19	2	0	7	21	1	0	75	7	2	0	285
県計	134	4	1,171	4	291	54	12	67	0	5	1	878	21	20	43	6	261	43	20	0	1,689	239	31	20	5,014

(3) 相談対応状況

令和元年度の相談対応件数は、5,095件であり、そのうち、通常1ないし数回程度の助言、指導、判定で終結する助言指導が全体の57.3%の2,918件と最も多く、続いて、市町村送致が396件(7.8%)、子どもや家庭へ継続的にかかわる継続指導が363件(7.1%)となっています。

対応内容		件数	%	対応内容	件数	%
面接指導	助言指導	2,918	57.3%	訓戒・誓約	35	0.7%
	継続指導	363	7.1%	児童福祉施設入所等	99	1.9%
	他機関あつせん	79	1.6%	里親等委託	24	0.5%
児童福祉司指導		45	0.9%	家庭裁判所送致	2	0.04%
児童家庭支援センター指導		9	0.2%	障害児施設利用契約	21	0.4%
市町村送致		396	7.8%	その他	1,104	21.7%
				計	5,095	—

(前年度からの未処理による繰り越しを含む) (単位:件)

処理 児相	対応件数																未 処 理 件 数	施 設 入 所 待 機				
	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	センター指導	児童家庭支援	市町村指導委託	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	送家庭裁判所			への利用契約等	障害児施設等	その他	計
	助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	3(再掲) 法第27条の	通所									
中央	655	69	12	0	0	1	0	116	6	18	0	0	0	8	1	3	254	1,143	58	0		
岩国	638	29	26	9	0	1	1	91	5	11	0	0	0	0	0	4	215	1,030	14	0		
周南	605	28	21	22	0	4	0	45	5	20	0	0	0	5	1	4	230	990	19	0		
宇部	452	66	4	11	0	0	0	65	10	24	0	0	0	2	0	3	174	811	18	0		
下関	402	143	16	1	0	3	0	63	8	18	0	0	0	7	0	4	171	836	16	1		
萩	166	28	0	2	0	0	0	16	1	8	0	0	0	2	0	3	59	285	6	0		
県計	2,918	363	79	45	0	9	1	396	35	99	0	0	0	24	2	21	1,103	5,095	131	1		

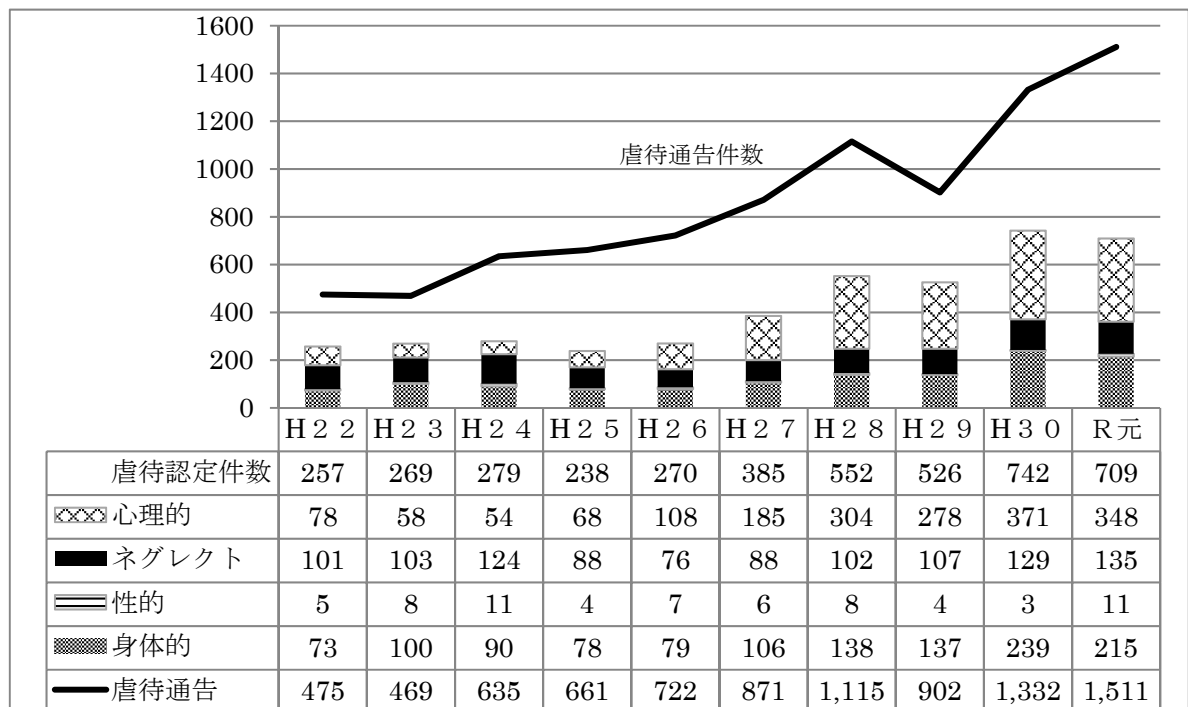
(4) 児童虐待相談の状況

児童虐待相談は、養護相談の一類型であり、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト(育児放棄等)」「心理的虐待(暴言等)」の4種類に区分されます。

ア 相談件数の推移

令和元年度は、虐待通告(48時間以内に目視による安全確認が必要)のあった1,511件のうち709件を虐待として認定しており、前年度と比べて33件の減少となりました。

また、認定件数709件のうち、心理的虐待が348件(全体の49.1%)と最も多くなっているものの、前年度に比べると23件の減少となっています。



区分	虐待通告件数	虐待認定件数				
		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
中央	351	58	6	29	66	159
岩国	312	45	1	13	93	152
周南	222	44	1	29	52	126
宇部	288	33	1	32	74	140
下関	280	19	0	28	34	81
萩	58	16	2	4	29	51
計	1,511	215	11	135	348	709

イ 虐待通告の経路

近年、ドメスティックバイオレンス（DV）が子どもの前で行われる「面前DV」による心理的虐待ケースの警察からの通告が増加していますが、令和元年度の警察等からの通告件数は46件減少の254件でした。

区分	H27	H28	H29	H30	R元
本人、家族、親戚	50	77	77	82	74
地域(近隣知人、児童委員)	25	16	9	24	36
福祉事務所	20	25	13	56	58
学校等	79	108	100	171	175
警察等	152	235	231	300	254
児童福祉施設等	14	16	26	25	16
医療機関	7	15	12	14	11
その他	38	59	58	70	85
計	385	551	526	742	709

ウ 主たる虐待者

(7) 推移

平成28・29年度は面前DVの増加等により実父、実母の順で推移していましたが、平成30年度以降は実母の方が多くなっています。

区分	H27	H28	H29	H30	R元
実父	154	243	230	309	279
実母	186	230	204	345	341
その他	45	78	92	88	89
計	385	551	526	742	709

(イ) 虐待内容

実父、実母ともに心理的虐待が多くなっています。

区分	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
実父	107	6	11	155	279
実母	81	0	118	142	341
その他	27	5	6	51	89
計	215	11	135	348	709

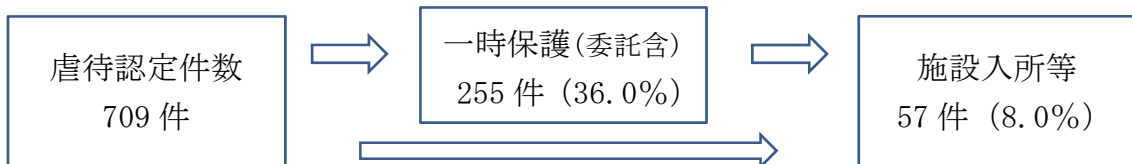
エ 被虐待児童の状況

小学生の割合が高い傾向で推移しています。また、全体の 1/3 超が未就学児童となっています。

区分	H27	H28	H29	H30	R 元
～3歳未満	65	93	69	103	101
3～就学前	76	113	143	183	158
小学生	141	188	209	288	281
中学生	70	94	71	111	107
中卒児（高校生含む）	33	63	34	57	62
計	385	551	526	742	709

オ 一時保護及び対応の状況

令和元年度は、虐待認定した 709 件のうち、255 件（36.0%）を一時保護（委託含）し、また、57 件（8.0%）については施設入所等の措置をしています。



《施設入所等の内訳》

児童養護施設	乳児院	児童心理治療施設	その他施設	里親	計
32	5	5	5	10	57

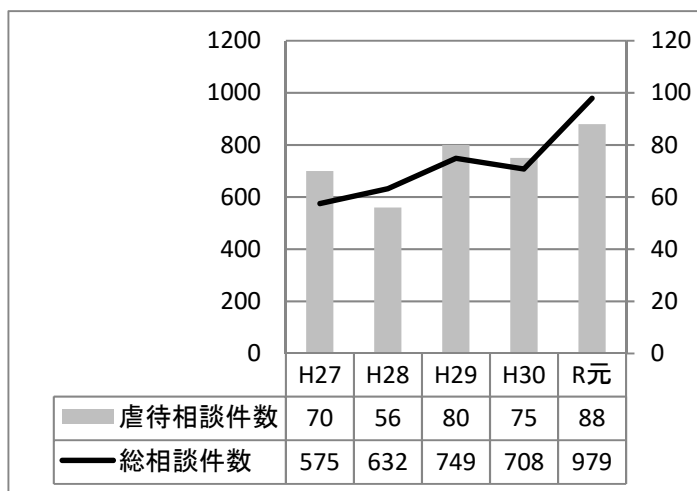
カ 児童福祉法第 28 条等に関する請求件数及び承認件数

区分		28 条の申立	親権喪失	親権停止	管理権喪失
H29	請求件数	2	0	0	0
	承認件数	2	0	0	0
H30	請求件数	10	0	0	0
	承認件数	4	0	0	0
R 元	請求件数	11	0	0	0
	承認件数	3	0	0	0

(5) 24 時間 365 日相談の状況

24 時間体制で虐待相談等に緊急対応できるよう、休日と夜間（17 時 15 分～8 時 30 分）に、中央児童相談所に児童支援相談員を交代で配置しています。この時間帯の岩国・周南・宇部・下関・萩児童相談所へのすべての電話については、中央児童相談所に自動転送されます。

令和元年度は、979 件の電話相談があり、そのうち虐待相談は、88 件（9.0%）となっています。



3 判定指導業務等の状況

(1) 判定実施状況

令和元年度の社会診断指導は 92,716 件で、前年度より 17,184 件（22.8%）の増加となっています。そのうち児童虐待に係る件数は 38,010 件（41.0%）です。

医学診断指導は 1,432 件であり、その内容は一時保護中の子どもへの診断等です。

心理診断指導は 15,924 件であり、面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点からの援助の内容や方針を定めるために行っています。

また、心理療法・カウンセリング等の複雑な指導を数回以上にわたって継続実施した件数は 1,028 件で、そのうち児童虐待に係る件数は 487 件（47.4%）です。

（単位：件）

区分	項目	社会診断		医学診断指導				心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				
		調査・指導	診察・指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	計		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	計
中央	全数	16,638	742	184	137	1,063	393	212	105	69	3,349	4,128	20	0	456	163	0	619
	(虐待再掲)	5,905	242	45	46	333	17	1	18	12	935	983	0	0	221	86	0	307
岩国	全数	19,157	152	0	0	152	246	68	1	25	1,747	2,087	372	0	99	0	0	99
	(虐待再掲)	8,931	0	0	0	0	8	0	0	15	498	521	0	0	29	0	0	29
周南	全数	23,003	1	1	0	2	266	52	15	36	2,379	2,748	0	0	115	0	0	115
	(虐待再掲)	10,859	1	1	0	2	16	1	10	12	761	800	0	0	65	0	0	65
宇部	全数	13,465	21	0	0	21	233	71	70	67	2,458	2,899	21	0	18	0	0	18
	(虐待再掲)	4,141	0	0	0	0	20	12	20	31	641	724	0	0	6	0	0	6
下関	全数	16,322	75	8	0	83	254	41	30	20	2,310	2,655	54	0	141	0	0	141
	(虐待再掲)	6,415	12	8	0	20	14	0	10	13	715	752	0	0	59	0	0	59
萩	全数	4,131	111	0	0	111	115	29	29	5	1,229	1,407	62	0	30	0	6	36
	(虐待再掲)	1,759	0	0	0	0	13	3	15	4	378	413	0	0	18	0	3	21
全数 県計		92,716	1,102	193	137	1,432	1,507	473	250	222	13,472	15,924	529	0	859	163	6	1,028
(虐待再掲)		38,010	255	54	46	355	88	17	73	87	3,928	4,193	0	0	398	86	3	487

注 1) 医学的診断指導の「その他」は、身体測定などです。

注 2) 心理診断指導の「その他の検査」は、親子関係、非行などの個別の領域、特性を判断するための心理学的検査です。

(2) 特別児童扶養手当・療育手帳・諸証明の判定・発行状況

療育手帳で各種制度の利用ができるようになってきていることから、療育手帳に関する判定件数が多く、令和元年度は 869 件となっており、前年度の 945 件に比べ 76 件の減少となっています。

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
特別児童扶養手当 認定診断書	0	0	1	0	0	0	1
療育手帳	188 (111)	174 (87)	164 (113)	147 (86)	144 (98)	52 (38)	869 (533)
情報提供等	287	185	204	200	243	51	1,170

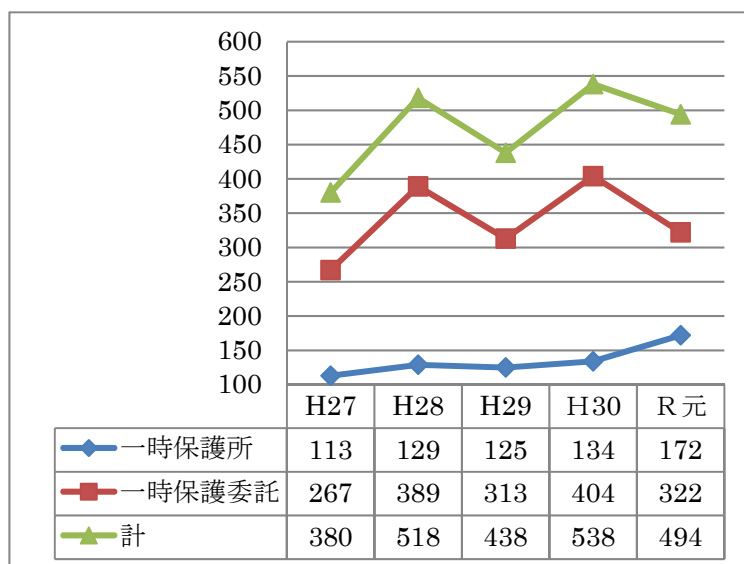
※（ ）は、再判定の再掲

4 一時保護の状況

児童福祉法第 33 条では、児童相談所長が必要と認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、また児童の心身の状況、その置かれている環境等を把握するため、子どもを一時保護できることとなっています。

一時保護は、中央児童相談所に併設されている一時保護所のほか、児童養護施設や里親などに委託して行うこともあります。

児童相談の増加に伴い、一時保護を要する子どもが増えたこともあって、児童養護施設等に委託する人数が多くなっています。



※各年度に新たに一時保護した児童の人員です。

福祉総合相談支援センターの開設（平成 31 年 4 月）

○趣旨

福祉相談支援の機能強化を図るため、施設が老朽化し、県央部に分散配置している福祉相談機関を統合して、平成 31 年 4 月「福祉総合相談支援センター」が開設された。

○概要

- ・統合された相談機関 中央児童相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター
- ・場所 山口市吉敷下東（旧消防学校跡地：延床面積 3,000 m²程度）

※中央児童相談所の移転に併せて、一時保護所の定員が 18 人から 27 人に増員された。

ア 一時保護児童数

一時保護委託が実人員で 333 人（66.5%）、延人員で 10,960 人（70.9%）と、いずれも一時保護所より多くなっています。

区分		中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
一時保護所	実人員	54	15	29	39	18	13	168
	延人員	1,301	776	724	957	517	226	4,501
一時保護委託	実人員	30	54	85	52	88	24	333
	延人員	396	1,410	3,290	1,350	3,831	683	10,960
計	実人員	84	69	114	91	106	37	501
	延人員	1,697	2,186	4,014	2,307	4,348	909	15,461

※令和元年度に一時保護(委託)を解除した児童の人員です。

イ 一時保護相談種類別対応件数

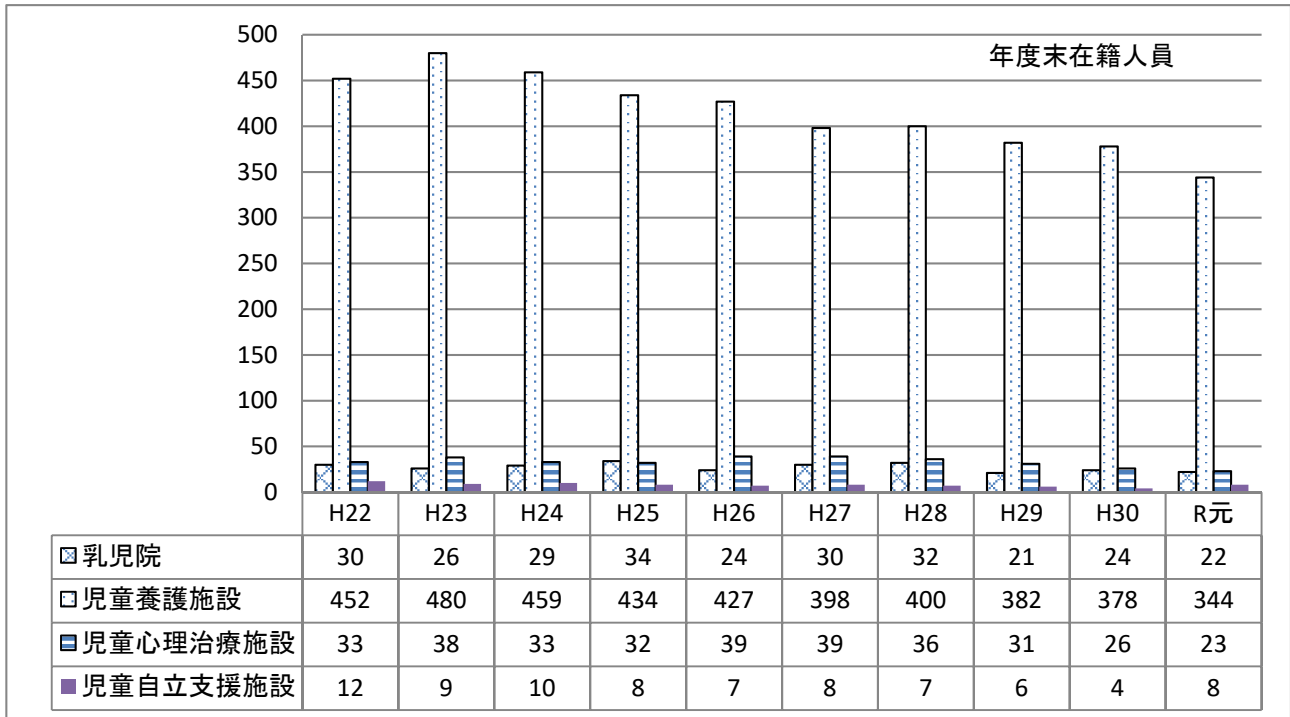
相談種類別にみると、養護相談が 408 件（81.4%）と最も多くなっています。

また、一時保護後の対応については、帰宅が 264 件（52.7%）と最も多く、施設入所も 88 件（17.6%）となっています。

区分	前年度末 継続(委託)保護	対 応							年度末 継続(委託)保護	
		児童福祉 施設入所	里親 委託	他の児相 等に移送	家裁 送致	帰 宅	その他	計		
養護	保護所	4	21	9	0	0	68	19	117	8
	委託	35	50	13	10	0	147	71	291	23
	計	39	71	22	10	0	215	90	408	31
障害	保護所	0	0	0	0	0	3	0	3	0
	委託	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	計	0	0	0	0	0	4	0	4	0
非 行	保護所	1	8	1	0	1	11	9	30	1
	委託	1	4	1	3	0	6	8	22	2
	計	2	12	2	3	1	17	17	52	3
育 成	保護所	0	5	0	0	0	12	1	18	0
	委託	3	0	0	0	0	14	3	17	3
	計	3	5	0	0	0	26	4	35	3
そ の 他	保護所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	0	0	0	0	0	2	0	2	0
	計	0	0	0	0	0	2	0	2	0
計	保護所	5	34	10	0	1	94	29	168	9
	委託	39	54	14	13	0	170	82	333	28
	計	44	88	24	13	1	264	111	501	37

5 児童福祉施設の在籍人員の状況

児童養護施設については、平成24年度以降、概ね減少傾向で推移しています。また、児童自立支援施設については、近年、年度末在籍人員が一桁台となっています。



乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合は幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う。
児童養護施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。
児童心理治療施設 (H28年度までは情緒障害児短期治療施設)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

◇入所・退所の状況（R元年度中）

区分	施設数	定員	入所（年度中）	退所（年度中）	在籍人員（年度末）
乳児院	1	30	13	15	22
児童養護施設	10	514	68	102	344
児童心理治療施設	1	50	10	13	23
児童自立支援施設	1	90	9	5	8
計	13	684	100	135	397

6 里親委託等の状況

里親やファミリーホーム（小規模住居型養育事業）（※）は、虐待や親の病気、離婚など、様々な事情により家庭での養育ができない子どもを里親家庭等で一定期間養育する制度です。

※ファミリーホーム（小規模住居型養育事業）：経験豊かな里親や児童養護施設等の職員経験を有する養育者が、その住居に子どもを迎え入れて養育を行う第2種社会福祉事業

(1) 里親委託率の推移

里親委託率とは、乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム措置児童数に占める里親及びファミリーホーム措置児童数の割合をいいます。近年は増加傾向で推移しており、令和元年度は、前年度に比べ、3.2ポイントの増加となりました。

年度	里親委託児 ①	FH委託児 ②	乳児院入所 児 ③	児童養護施 設入所児④	合計⑤ (①～④)	里親委託率 (①+②)／⑤
H27	75	10	30	398	513	16.6%
H28	64	19	32	400	515	16.1%
H29	68	25	21	382	496	18.8%
H30	78	24	24	375	501	20.4%
R元	81	31	22	340	474	23.6%

※いずれも措置停止中の児童を除いた数（各年度とも年度末現在）

(2) 里親・ファミリーホームに委託されている児童の状況

(単位：人)

区分	新規又は措置変更により委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数													委託児童数 (年度末現在)
					解除								変更					
	児童 福祉 施設 から 受託	家 庭 か ら 受 託	そ の 他	計	保 護 の 必 要 が な く な り 帰 宅	養 子 縁 組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	そ の 他	計	児 童 福 祉 施 設 に 入 所	他 の 里 親 に 委 託	そ の 他	計		
里親	4	4	15	23	4	2	0	0	0	3	2	11	3	6	1	10	81	
FH	5	4	8	17	6	0	0	0	0	1	2	9	0	0	1	1	31	

◇年度末に委託されている児童の男女比及び年齢構成

(単位：人)

区分	0歳		1～6歳		7～12歳		13～15歳		16歳以上		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
里親	1	0	12	6	19	17	2	4	7	13	41	40
FH	0	0	1	1	4	4	6	5	6	4	17	14

◇年度末に委託されている児童の児童相談所別数

(単位：人)

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
里親	22	18	11	16	10	4	81
FH	8	5	5	3	6	4	31

(3) 里親登録

制度の普及啓発等により、里親登録の促進に努めており、登録・認定里親数は年々増加しているところです。

◇推移

(単位：世帯)

年度	区分	里親数 (※)	(再掲)			
			養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
H27	登録・認定里親	164	141	22	11	43
	児童委託里親	53	39	8	10	1
H28	登録・認定里親	172	145	24	11	49
	児童委託里親	49	37	6	9	0
H29	登録・認定里親	179	148	24	13	61
	児童委託里親	50	31	6	12	1
H30	登録・認定里親	183	150	20	14	73
	児童委託里親	52	34	6	14	0
R元	登録・認定里親	195	163	22	13	80
	児童委託里親	55	41	3	12	0

※ 複数の里親に登録・認定されている場合、また、複数の里親として児童が委託されている場合も「1」として計上しているため、再掲欄の合計数とは一致しない。

◇登録・認定状況

(単位：世帯)

区分	前年度末 (H31年3月末)				年度末 (R2年3月末)			
	養育	養子縁組	親族	計	養育	養子縁組	親族	計
中央	38	8	6	52	44	8	5	57
岩国	31	5	2	38	34	5	1	40
周南	22	1	2	25	22	1	3	26
宇部	23	2	2	27	27	2	2	31
下関	29	1	2	32	29	1	2	32
萩	7	2	0	9	7	2	0	9
計	150	19	14	183	163	19	13	195

※養子縁組里親には養育里親との重複世帯は含まれていない。

7 その他

(1) 児童巡回相談

住民の誰もが気軽に相談できるよう、巡回相談を実施しています。

区分	実施回数	障害相談				育成相談				計
		言語発達障害等	知的障害	発達障害	小計	性格行動等	育児・しつけ	適性	小計	
岩国	5	0	6	1	7	0	0	2	2	9
萩	10	4	2	0	6	4	0	0	4	10
計	15	4	8	1	13	4	0	2	6	19

(2) 心身障害児総合療育機能推進事業

医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携しながら、乳幼児の心身の障害を早期に発見し、必要なサービスを総合的に提供していく事業であり、県と市町の共同事業として児童相談所に事務局（総合療育システム事務局）を設置しています。

区分		中央	岩国	宇部	下関	萩	計
システム推進会議	開催回数	0	1	0	0	0	1
療育相談会	実施回数	4	17	6	5	7	39
	相談件数	13	51	10	18	15	107

(3) 精神発達精密健康診査

市町の1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、精神発達の点で精密健康診査が必要と判断されると児童相談所に通告され、相談、判定を行うことになります。

ア 1歳6か月児精神発達精密健康診査実施状況

区分	実施回数	相談種類別							計
		障害相談				育成相談			
		言語発達障害等	知的障害	発達障害	小計	性格行動等	育児・しつけ	小計	
中央	22	33	0	0	33	9	0	9	42
岩国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
周南	6	3	3	0	6	8	0	8	14
宇部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
萩	1	0	0	0	0	1	0	1	1
計	29	36	3	0	39	18	0	18	57

イ 3歳児精神発達精密健康診査実施状況

区分	実施回数	相談種類別							その他	計
		障害相談				育成相談				
		言語発達障害等	知的障害	発達障害	小計	性格行動等	育児・しつけ	小計		
中央	22	16	8	0	24	15	0	15	0	39
岩国	9	2	3	0	5	3	1	4	0	9
周南	11	9	3	0	12	8	0	8	2	22
宇部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
萩	7	1	1	0	2	7	0	7	0	9
計	60	28	15	0	43	33	1	34	2	79

(4) 児童社会適応支援事業

ア 子育てに悩む親支援事業

子どもの育てにくさや不登校、非行などに悩む親等のためのグループを立ち上げ、参加した親が互いの悩みを語り合い、問題解決への道筋を見出すための事業を実施しています。

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
実施回数	14	18	5	0	2	1	40
延参加者数	24	28	9	0	3	4	68

イ 不登校児童通所指導事業

放課後や、夏休み等の学校の休日に児童相談所に通所させ、集団での生活指導や作業療法、グループワーク、心理療法等を行い、子どもの自主性、社会性の向上を図っています。

区分	児童数	開催回数	延通所回数	指導内容
周南	5	9	16	心理診断、心理療法、カウンセリング、作業療法、グループワーク（軽スポーツ等）
下関	3	2	4	個別相談、心理診断、カウンセリング、グループワーク（工芸、軽スポーツ等）

(5) すこやかホーム事業

児童養護施設に入所している子どものうち、盆・正月時期又は週末に家庭に帰省することのできない子どもの養育を一般家庭及び里親に委託し、その子どもに家庭生活を体験する機会を提供しています。

区分	夏期		冬期		週末		合計	
	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数
中央	10	9	8	8	10	5	28	22
岩国	2	2	2	2	6	6	10	10
周南	5	5	5	4	11	9	21	18
宇部	6	6	11	11	36	36	53	53
下関	8	8	8	7	62	11	78	26
萩	3	3	2	2	3	3	8	8
計	34	33	36	34	128	70	198	137

知的障害者更生相談所の部

1 知的障害者更生相談所の概要

(1) 設置目的

知的障害者福祉法第 12 条で都道府県に設置が義務づけられている知的障害者の福祉に関し、専門的な立場から助言、相談及び指導を行う相談機関です。

(2) 業務の概要

ア 相談・指導

知的障害者に関する問題について、家族その他からの相談に応じるとともに、必要な指導や助言を行っています。

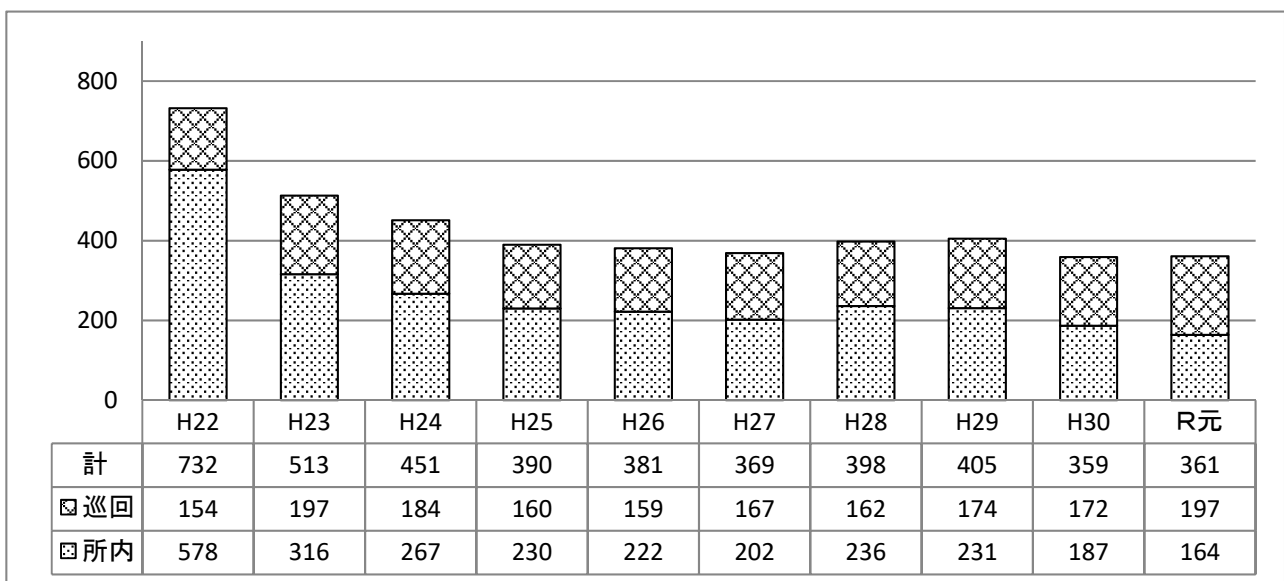
イ 判定・指導

18 歳以上の知的障害者を対象として、医学的判定や心理学的判定を行うとともに、必要な助言や指導、また、療育手帳に係る障害程度の判定などを行っています。

2 相談受付状況

(1) 相談受付件数の推移

相談の中で最も多い療育手帳の判定について、障害程度の確認を行うため、10 年ごとに必ず判定を行うこととしていた取扱いを、平成 13 年 4 月から次回判定年月を定めない永久判定も認めるように改めました。そのため、平成 23 年度から相談受付件数は減少傾向にありましたが、近年では巡回・所内相談を合わせて概ね 360～400 件で推移しています。



(2) 内容別相談受付の状況

令和元年度の相談取扱実人員は、所内相談 194 人、巡回相談 157 人の計 351 人となっています。

相談内容については、療育手帳相談が 299 件(71.4%)と最も多く、次に年金診断書作成等に関わる生活相談が 96 件(22.9%)と続いています。

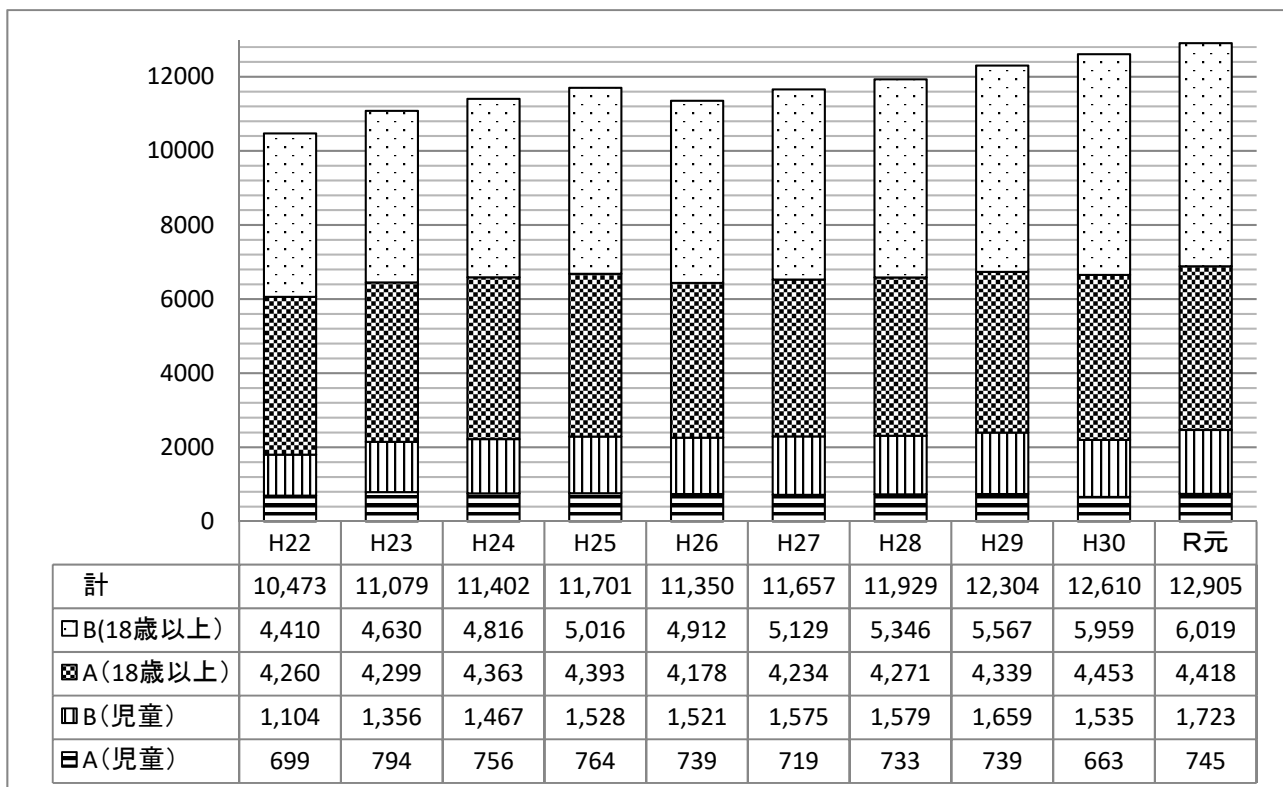
判定内容については、書類審査 49 人を除く取扱実人員 302 人のうち 249 人(82.5%)に対して医学的判定を、全員に対して心理学的判定を実施しています。

(単位：人)

区分	実施回数	取扱実人員	相談内容								判定内容					
			施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
所内	22	194	0	0	1	9	41	0	144	0	195	105	145	0	49	299
巡回	25	157	0	0	0	14	55	0	155	0	224	144	157	0	0	301
計	47	351	0	0	1	23	96	0	299	0	419	249	302	0	49	600

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は年々増加傾向で推移しており、令和元年度は前年度に比べ 295 件(2.3%)の増加となっています。なお、知的障害者更生相談所分の療育手帳の交付件数(415 件)のうち、新規交付分は 86 件です。



(注) 各年度とも年度末現在

資料

◆児童相談所所在地

中央児童相談所（知的障害者更生相談所併設）
 〒753-0814 山口市吉敷下東4丁目17-1
 TEL 083-902-2189 FAX 083-902-2678

至秋芳洞
 至山口県庁
 至小郡
 至湯田温泉
 至小郡
 矢原駅

岩国児童相談所
 〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1番1号
 （山口県岩国総合庁舎内）
 TEL 0827-29-1513 FAX 0827-29-1597

至周南
 至山口県庁
 至小郡
 至湯田温泉
 至小郡
 矢原駅

周南児童相談所
 〒745-0836 周南市慶万町2-13
 TEL 0834-21-0554 FAX 0834-21-8650

至鹿野
 至新南陽
 至下松
 至小郡
 至湯田温泉
 至小郡
 矢原駅

宇部児童相談所
 〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50
 （山口県宇部総合庁舎内）
 TEL 0836-39-7514 FAX 0836-39-7519

至下関
 至山口

下関児童相談所
 〒751-0823 下関市貴船町3-2-2
 TEL 083-223-3191 FAX 083-234-3141

至下関IC
 至小郡
 至湯田温泉
 至小郡
 矢原駅

萩児童相談所
 〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1
 （山口県萩総合庁舎内）
 TEL 0838-22-1150 FAX 0838-22-1165

至阿武
 至山口

◆市町の行政窓口一覧

市 町 名	課 名	電話番号	内線
下関市	こども家庭支援課	083-231-1432	
宇部市	こども・若者応援課	0836-31-1732	
山口市	子育て保健課	083-934-2960	
萩市	子育て支援課	0838-25-3536	
防府市	子育て支援課	0835-25-2414	
下松市	子育て支援課	0833-45-1873	
岩国市	こども支援課	0827-29-5076	
光市	子ども家庭課	0833-74-5910	
長門市	子育て支援課	0837-23-1156	
柳井市	社会福祉課	0820-22-2111	190、188
美祢市	地域福祉課	0837-52-5228	
周南市	あんしん子育て室	0834-22-8452	
山陽小野田市	子育て支援課	0836-82-1175	
周防大島町	福祉課	0820-77-5505	
和木町	保健福祉課	0827-52-7290	
上関町	保健福祉課	0820-62-0184	
田布施町	町民福祉課	0820-52-5810	
平生町	町民福祉課	0820-56-7113	
阿武町	健康福祉課	08388-2-3115	

◆児童福祉施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	連絡先
○ 乳児院・児童養護施設			
乳児院なかべ学院	751-0847	下関市古屋町1丁目2-56	083-250-8701
児童養護施設なかべ学院	750-0081	下関市彦島角倉町3丁目6-17	083-266-1934
下関大平学園	751-0828	下関市幡生町1丁目1-22	083-222-6801
吉敷愛児園	753-0816	山口市吉敷佐畑6丁目10-1	083-922-2509
清光園	754-1277	山口市阿知須1448	0836-65-3122
山口育児院	753-0082	山口市水の上町5-27	083-922-1027
防府海北園	747-0064	防府市大字高井686	0835-22-2044
俵山湯の家	759-4211	長門市俵山4827-1	0837-29-0831
共楽養育園	745-0801	周南市久米1347	0834-25-0017
小野田陽光園	756-0817	山陽小野田市大字小野田6111-28	0836-83-4595
ライクホーム はるか	740-0011	岩国市立石町3丁目6-25	0827-28-6085
○ 児童自立支援施設			
山口県立育成学校	753-0231	山口市大内氷上7丁目5-1	083-927-0304
○ 児童心理治療施設			
山口県みほり学園	753-0214	山口市大内御堀5丁目2番8号	083-922-8605
○ 福祉型障害児入所施設			
このみ園	759-0213	宇部市黒石北5丁目3番56号	0836-41-8145
はなのうら	747-0833	防府市大字浜方205-1	0835-22-3280
○ 医療型障害児入所施設			
国立病院機構山口宇部医療センター	755-0241	宇部市東岐波685	0836-58-2300
国立病院機構柳井医療センター	742-1352	柳井市伊保庄95	0820-27-0211
鼓ヶ浦こぼと園	745-0801	周南市久米752番地4	0834-29-1430
○ 児童家庭支援センター			
なかべこども家庭支援センター「紙風船」	751-8701	下関市古屋町1丁目2-56	083-250-8721
こども家庭支援センター「清光」	754-1277	山口市阿知須1448	0836-65-1188
こども家庭支援センター「海北」	747-0064	防府市大字高井686	0835-26-1152
こども家庭支援センター「ぼけっと」	745-0801	周南市久米1347	0834-25-0605
はるかこどもの相談センター	740-0022	岩国市山手町1丁目1-10-101	0827-28-5516